

保育園待機児童の解消のためのお願い

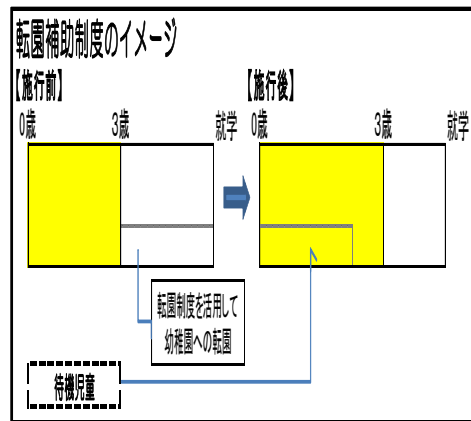
現在 大田原市では、保育園の入所率が約 110%であり定員を超過しており、さらに、待機児童が発生している状況にあります。その一方で、幼稚園については入所率が60%台と定員を下回っています。

そこで、市では待機児童の解消を目的として、**保育園から幼稚園へ転園した園児に対する補助制度**を平成23年10月1日から創設しました。

これにより、保育園から幼稚園への転園を進めさせていただくことで、待機児童の解消をはかり、さらに保育園と幼稚園の不均衡な入園状況の解消を進めていきたいと考えております。

今回の補助制度をご活用いただき、幼稚園への転園についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、この補助制度は、大田原市に住所を有していれば、市外幼稚園への転園や広域委託により、他市町の保育園に入園している場合の転園も対象となります。



転園補助の内容

*1 については、裏面をご参照ください。

補助の項目	対象	補助金額	目的と内容
転園した3歳未満児への補助	保護者	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した3歳未満の幼児 ・ 市民税所得割が34,500円以下の世帯 月額 15,000円 ・ 市民税所得割が34,500円を超える世帯 月額 8,000円	幼稚園では、子育て支援事業の一環として2歳児からの受け入れを行っています。しかし、 私立幼稚園就園奨励費補助事業*1 は満3歳に達しないと支給されません。その間の保育料の一部を補助することにより、保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園した3歳～5歳児への補助	保護者	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した幼児 ・ 市民税所得割が34,500円以下の世帯 年額 50,000円を限度として加算	保育園と幼稚園の保育料の差額を解消することを目的に、 私立幼稚園就園奨励費補助事業*1 の限度額に加算し補助することにより、保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園した児童の入園料に対する補助 (1月1日から適用)	保護者	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した幼児 ・ 一人あたり 1回を限度として負担実額	保育園から幼稚園に転園した場合、幼稚園への入園料として1回に限り交付し、保護者負担を軽減することを目的としています。
転園した児童が預かり保育を利用する場合に対する補助 (通常時)	幼稚園	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した幼児が通常の預かり保育を利用した場合、日数に応じ幼稚園に補助します。 日額 250円 (ただし、実際にかかる預かり保育の保育料を上限とします。)	保育園と幼稚園では、保育時間に違いがあります。幼稚園で実施する預かり保育を利用する場合、利用日数に応じて、その保育料の一部を幼稚園に補助することにより保護者負担分の利用料を軽減することを目的としています。
転園した児童が預かり保育を利用する場合に対する補助 (夏休み・冬休み等長期休業時時)	幼稚園	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した幼児が長期休業時の預かり保育を利用した場合、日数に応じ幼稚園に補助します。 日額 1,000円 (ただし、実際にかかる長期休業時の預かり保育の保育料を上限とします。)	幼稚園は春・夏・冬休み等は休業となり、幼稚園で実施する長期休業時の預かり保育を利用する場合、保育料が別途かかります。その保育料の一部を幼稚園に補助することにより保護者負担分を軽減することを目的としています。
転園児童受入れに対する補助 (1月1日から適用)	幼稚園	【対象者】 保育園から幼稚園に転園した幼児がいる幼稚園に補助します。 1児童あたり月額 5,000円	転園に伴う幼稚園の事務的経費、人的経費に要する負担の一部を市が補助することで、保育環境の充実および向上を図ることを目的とします。

幼稚園在園児に対するその他の補助金

今回の保育園から幼稚園への転園に対する補助金の他にも、国・県・市の負担による幼稚園在園児に対する補助事業があります。

●私立幼稚園就園奨励費補助事業*1（国庫補助）

私立幼稚園に在園する児童の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実を図るため、国の補助を受け、私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するものです。

小学1～3年生の兄・姉の状況		小学1～3年生の兄・姉がいない世帯			小学1～3年生の兄・姉がいる世帯	
同一世帯から幼稚園に通っている人数		同一世帯 1人目	同一世帯 2人目	同一世帯 3人目以降	同一世帯 1人目	同一世帯から 2人目以降 または 小学1～3年生の 兄姉が2人以上
減免の基準(平成23年度市民税)		補助(減免)額(園児1人あたり年額)				
A	生活保護法による保護世帯	223,200円	264,000円	303,000円	244,000円	303,000円
B	市民税が非課税の世帯 または市民税の所得割額が 非課税の世帯 (均等割額のみ課税)	193,200円	249,000円		222,000円	
C	市民税の所得割額が 34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円		159,000円	
D	市民税の所得割額が 183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円		111,000円	
E	A～D以外の世帯	10,000円			10,000円	

※Eについては、市の単独補助として実施

●第2子等保育料減免事業（県費補助）

同一世帯から同時に2人以上が幼稚園に就園する場合に、2人目以降の園児に対して上記の幼稚園就園奨励費補助事業を補う形で補助します。

ただし、市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯（父母の課税額を合算）については、幼稚園就園奨励費補助事業により限度額の全額がまかなわれるため、当補助金の対象となりません。

保護者の課税状況		補助(減免)額	
1	市民税の所得割課税額が 183,000円以下の世帯	補助対象外	
2	市民税の所得割課税額が 183,000円を超える世帯	同時就園の2人目	保育料保護者負担額の1/2を減免
		同時就園の3人目以降	保育料保護者負担額の9/10を減免

●2人以上同時就園補助

同一世帯から2人以上就園している場合、保育料年額を超えない範囲で上限60,000円が支給されます。上記の国、県の補助金額合計が保育料年額を超える場合は支給されません。

●2歳児子育て支援補助（未就園児支援）

2歳児から入園した未就園児に対して、満3歳になる誕生月の前月まで補助を行います。

保護者の課税状況		補助額	
1	保育園から転園した園児	市民税の所得割課税額が 34,500円以下の世帯	月額15,000円
		市民税の所得割課税額が 34,500円を超える世帯	月額8,000円
2	上記以外の園児	月額1,000円	

なお、各種補助制度の内容等の詳細や個別の相談等については、こども課保育係
☎23-8769 までお問い合わせください。